

2021年度 放課後児童クラブの利用申込みについて

- 1 受付期間 令和2年11月2日(月)～令和2年12月16日(水)
- 2 提出場所 御前崎市社会福祉協議会(ふれあい福祉センターなごみ、浜岡福祉会館)
※今年度より市こども未来課では、受付できません。
- 3 提出書類
- ① 放課後児童クラブ利用申込書
 - ② 添付書類
 - (1) 調査票(利用申込書裏面)
利用の形態、送迎時間、家族の状況等について、記入してください。
 - (2) 就労証明書(コピー可)
父母・祖父母等が勤務している方や勤務予定の方について提出してください。
自営業または農業や漁業に従事している方は、就労証明書に確定申告書の写しを添付してください。
※ 70歳以上の祖父母の勤務・採用予定証明書は提出不要です。
 - (3) 医師の診断書
父母・祖父母が病気療養中の場合は、必要となります。
- 4 書類配布 令和2年10月12日(木)～
市役所こども未来課、社会福祉協議会、各放課後児童クラブで配布します。また、社会福祉協議会ホームページからも書類をダウンロードできます。
※ 2021年度保育園等の入園申込みをされる方は、そちらに提出する書類の写しを添付することができます。(②の(2)、(3)の添付書類)
- 5 選考方法 申込者数が定員を超えた場合、希望しても利用できないことがあります。その場合、次の①または②の優先順位により利用者を決定します。(勤務形態、調査票の内容等を併せて考慮します。)
- ① 低学年を優先します。
 - ② 次の順序で優先します。
 - 1) ひとり親世帯
 - 2) 核家族世帯
 - 3) 母子・父子で祖父母同居世帯
 - 4) 両親と祖父母同居世帯
- ※ 住民票は別でも同じ敷地内等に居住の場合は、同居とみなします。
※ 祖父母同居世帯は祖父母も勤務している等により、日常的に昼間子どもの世話をする人がいない児童の家庭が対象となります。
- 6 今後の予定 2月中旬 利用承認・不承認通知を発送
3月上旬 利用者説明会を開催
4月1日～ 利用開始
※ 新1年生で長期休業日利用者は、4月1日～入学式前日までの春休みも利用できます。
- 7 問合せ先 社会福祉協議会 電話 0548-63-5294(利用申込み、日常の運営管理)
市役所こども未来課 電話 0537-85-1120(利用料金について)



御前崎市放課後児童クラブ概要

(2021年度)

1 利用できる児童

- (1) 小学校1～6年生の児童
 - (2) 保護者が共働き等の理由により、日常的に昼間子どもの世話をする人がいない家庭の児童
- ※ 申込者数が定員を超えた場合、希望しても利用できないことがあります。

2 開設日

月～金曜日及び第一土曜日（祝日、お盆期間、年末年始を除く）

3 開設時間

- (1) 通常期（登校日） …… 放課後 ～ 午後5時30分
- (2) 長期休業日（学校休業日）・第一土曜日 …… 午前7時30分 ～ 午後5時30分

※ 開設時間外延長利用申請を提出され、承認を得られた方は、最大午後6時30分まで受け入れます。なお、開設時間外延長時間を利用された場合は、1回（日）当たり100円を利用料金とは別にご負担いただきます。

※ 開設時間内の送迎を遵守してください。

4 利用登録の区分

- (1) 利用形態(1) （通常期（登校日）、通常期（登校日）＋長期休業）
○学校がある日のみを利用、又は学校のある日、長期休業日の全てを利用
- (2) 利用形態(2) （長期休業日（学校休業日））
○学年始休業日（4月）、夏季休業日（7～8月）、冬季休業日（12月～1月）、学年末休業日（3月）のみを利用

5 利用料金

別紙「放課後児童クラブ 利用料金表」を参照してください。また、利用料金は、原則として口座振替によりご納付いただきます。

※ 利用を予定していた月の一部または全ての利用がない場合でも、利用変更の手続きをされないと、ひと月分の利用料金をいただくことになります。

6 開設場所及び定員

	〔開設場所〕	〔定員〕
第一小放課後児童クラブ	放課後児童クラブ棟	70人
浜岡東小	〃	
浜岡北小	〃	
白羽小	〃	
御前崎小	〃	

※ 第一土曜日は、複数の児童クラブが合同で開設する場合があります。



7 問合せ先

社会福祉協議会 電話 0548-63-5294 FAX0548-63-5299 (利用申込、日常の運営管理)
市役所子ども未来課 電話 0537-85-1120 FAX0537-85-6636 (利用料金)

※ 放課後児童クラブの運営について、各小学校は関与していませんので、ご注意ください。



別表(第9条関係)
放課後児童クラブ利用料金表

料金区分

区分A	区分Bに当てはまらない世帯
区分B	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条に基づく児童扶養手当の受給者が属する世帯及びこれに準ずると市長が認めた世帯

利用形態

(1)	通年利用する児童
(2)	小学校の長期休業期間のみ利用する児童

利用料金表

利用形態 月	(1)		(2)
	A	B	A・B (期間額)
4月	5,000	3,000	3,000
5月	4,500	2,500	
6月	4,500	2,500	
7月	5,000	3,000	8,000
8月	8,500	5,000	
9月	4,500	2,500	
10月	4,500	2,500	
11月	4,500	2,500	
12月	4,500	2,500	3,000
1月	5,000	3,000	
2月	4,500	2,500	
3月	5,000	3,000	3,000

- (1)の児童で学年始休業日(4月)、夏季休業日(7・8月)、冬季休業日(12・1月)及び学年末休業日(3月)が属する月の学校登校日のみを利用した場合は、利用した日数に日額250円を乗じた額とする。
- 第一土曜日を利用した場合は、上記利用料金に500円を加算する。
- 開設時間(午後5時30分)を超えて利用した場合は、1日につき上記利用料金に100円を加算する。
- 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活保護世帯は、利用料を免除することができる。
- 料金区分Aの児童で利用日の属する年度の市民税が非課税の世帯は、料金区分Bの利用料金に減額することができる。
- 学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日の利用を半日にした場合は、該当する期間の利用料金の2分の1の額とする。
- おやつ代は、利用料金に含む。

御前崎市放課後児童クラブ開設時間

□授業のある日（月～金曜日）

下校時～午後5時30分または午後6時30分

□第一土曜日、春・夏・冬休み、各学校の振替休日

午前7時30分～午後5時30分または午後6時30分

開設時間外（午後5時30分以降）を利用する場合は、事前に「開設時間外延長利用申請書を提出し、承認を得てください。

～ 開設時間を守っていただくようご協力お願い致します ～